平成２７年（フ）第３６２０号
東京都文京区小石川２丁目24―７―201
債務者　渡邉　好信
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６２３号
東京都江戸川区西小岩２丁目７―６―203
債務者　奥谷　喜昭
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６２７号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目５―27―205
債務者　梁田　慎吾
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６３８号
埼玉県幸手市大字上高野2135―１　メゾンポワールⅢ101
債務者　成田　健志
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６３９号
埼玉県富士見市上沢２丁目５―26
債務者　冨山　眞
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６４１号
東京都杉並区天沼２丁目11―15　荻窪ハイランド２号棟
債務者　井深　渡
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６４２号
東京都西東京市北町３丁目４―25
債務者　岡田　郁乃
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６４３号
東京都中野区白鷺２丁目50―15―1534
債務者　岡田　英治
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６５１号
東京都江東区枝川１丁目10―３―618
債務者　鶴田　一江
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６６５号
東京都北区桐ケ丘２丁目15番Ｎ４―104号
債務者　新開　済
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６６８号
東京都世田谷区喜多見７丁目34―25―403
債務者　岡部　孝大
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６７１号
東京都北区上中里２丁目13―14―408
債務者　樋口　成美
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６７２号
東京都町田市原町田５丁目７―21―306
債務者　山田　隆士
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６９号
横浜市港北区菊名２丁目12番８号　フィーリア上田２Ａ
債務者　榎本　悦子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８９号
横浜市西区西戸部町１丁目94番地　ファミーユ三木102号
債務者　藤川　和昌
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９０号
横浜市栄区野七里１丁目２番26―2646号
債務者　中村　文昭
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部